（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　（略）

２・３　（略）

４　第百七十五条第三項に規定する場合には、第一項の準則に従い、被承継人又は譲渡人の前条第一項に規定する期間における農業収入金額を第一項の農業収入金額に含めることができる。

（農業収入金額の算定方法）

第百八十七条　（略）

２　（略）

３　法第百八十一条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第一項の規定にかかわらず、第百九十九条の準則に従い、第百七十五条第九項の申出に係る調整その他一定の調整を加えて算定するものとする。

（保険限度額及び保険金額の変更方法）

第百八十九条　（略）

２　前項の規定による申出により全国連合会が基準収入金額を変更したときは、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険限度額は、当該変更後の基準収入金額に第百七十五条第四項の規定により当該被保険者が申し出た割合を乗じて得た金額とし、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額までの範囲内において被保険者が申し出た金額とする。

一・二　（略）

３・４　（略）

（基準補填金額及び補填対象金額の変更方法）

第百九十四条　基準補填金額及び補填対象金額の変更については、第百八十九条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第百七十五条第四項」とあるのは「第百九十二条」と、同条第三項中「第百八十一条第二項の規定により支払をする者」とあるのは「第百九十一条第二号又は第三号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　（略）

２・３　（略）

４　第百七十五条第四項に規定する場合には、第一項の準則に従い、被承継人又は譲渡人の前条第一項に規定する期間における農業収入金額を第一項の農業収入金額に含めることができる。

（農業収入金額の算定方法）

第百八十七条　（略）

２　（略）

３　法第百八十一条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第一項の規定にかかわらず、第百九十九条の準則に従い、第百七十五条第十項の申出に係る調整その他一定の調整を加えて算定するものとする。

（保険限度額及び保険金額の変更方法）

第百八十九条　（略）

２　前項の規定による申出により全国連合会が基準収入金額を変更したときは、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険限度額は、当該変更後の基準収入金額に第百七十五条第五項の規定により当該被保険者が申し出た割合を乗じて得た金額とし、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額までの範囲内において被保険者が申し出た金額とする。

一・二　（略）

３・４　（略）

（基準補填金額及び補填対象金額の変更方法）

第百九十四条　基準補填金額及び補填対象金額の変更については、第百八十九条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第百七十五条第五項」とあるのは「第百九十二条」と、同条第三項中「第百八十一条第二項の規定により支払をする者」とあるのは「第百九十一条第二号又は第三号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

（保険期間の基準）

第百九十五条　法第百八十三条の農林水産省令で定める基準は、個人にあっては毎年一月から十二月までの一年間、法人にあってはその事業年度を基礎とする一年間となるよう保険期間を定めることとする。

（通常責任保険金額）

第二百四十六条　令第四十三条第一項に規定する通常責任保険金額は、法第百七十九条第一項の保険限度額の同条第二項の基準収入金額に対する割合の別及び第百七十五条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合の別（以下この節において「保険限度額区分等」という。）ごと並びに危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

２　（略）

（保険期間の基準）

第百九十五条　法第百八十三条の農林水産省令で定める基準は、個人にあっては毎年一月から十二月までの一年間、法人又は連結親法人にあってはその事業年度又は連結事業年度を基礎とする一年間となるよう保険期間を定めることとする。

（通常責任保険金額）

第二百四十六条　令第四十三条第一項に規定する通常責任保険金額は、法第百七十九条第一項の保険限度額の同条第二項の基準収入金額に対する割合の別及び第百七十五条第十項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合の別（以下この節において「保険限度額区分等」という。）ごと並びに危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（農作物共済に関する経過措置）

２　この省令による改正後の農業保険法施行規則（以下「新規則」という。）第八十七条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和五年産のものに係る共済関係）、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係（麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和四年以前の年産のものに係る共済関係）、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（収穫共済に関する経過措置）

３　新規則第百十九条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（畑作物共済に関する経過措置）

４　新規則第百四十条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。